

「税法」

TAX LAW / STEUERRECHT

担当: 森 稔樹(大東文化大学法学部教授)
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA
UNIVERSITÄT, TOKYO

租税法の基本原則 (租税法律主義以外の原則)

公平負担の原則

- 憲法第14条に定められる平等原則→租税の公平負担の原則
- 国税には**応能負担の原則**、地方税には**応益負担の原則**が適用される(?)。
- 国税: 一般的に所得の再分配やナショナル・ミニマムの実現に関わる。
- 地方税: 地域の行政サービスの原資
地方自治法第10条第2項: 負担分任原則

応能負担の原則(1)

- 「**国民の租税負担**がそれぞれの国民の租税を負担しうる個人的な経験的な経済的能力、つまり、**国民の担税能力に相応しているものでなければならない**」という原則(新井隆一教授)
- 憲法上の根拠: 第13条、第14条および第25条第1項
- **納税義務者がその負担能力に応じた納税義務を負う**ということ。

応能負担の原則(2)

- ・納税義務者の担税力(資力など)に応じた課税を行うような立法を行わなければならない。
- ・応能負担の原則は、納税義務者の収入や収益などが高ければ高いほど、担税力が高いとみなし、資力負担能力が高いほど、高い租税負担を負わせることになる。
- ・**所得税などについて用いられる超過累進税率**: 応能負担原則の具体化。

応益負担の原則

- ・受益者負担論的な構成
- ・能力ではなく、納税義務者が公共サービスなどから得た利益に応じて納税義務を負うということである。
- ・憲法上の根拠: 第14条のみか?
- ・消費税などの間接税の多く[比例税(率)]
- ・個人住民税の均等割[均等税(率)]

源泉徴収制度(1)

- ・所得税法第181条以下
- ・給与所得など、その所得の支払いをなす者に対し、支払うべき金額から所得税を計算した上であらかじめ徴収し(いわゆる天引き)、一定期日までに国に納付させる制度である。
- ・とくに給与所得者の納税者意識を低める。
- ・捕捉率の高さ←源泉徴収を採用しない場合との格差(9:6:4または10:5:3:1)

源泉徴収制度(2)

- 最大判昭和37年2月28日刑集16巻2号212頁(株式会社月ヶ瀬事件)
最三小判平成元年2月7日訟務月報35巻6号1029頁(総評サラリーマン事件)など
源泉徴収制度が憲法第29条、第14条などに違反しないと判断した。
- 最大判昭和60年3月27日民集39巻2号247頁(大島訴訟)
給与所得者に必要経費控除が認められないことについて、不合理ではないと判断した。

租税特別措置とは何か

- 何らかの政策目標を達成するため、特定の要件を充足する場合に、税負担を軽減する措置、または加重する措置。
- 担税力が同等の者で租税特別措置を受けられる者とそうでない者が存在した場合などに、不公平な結果を招来する。
- 税制がいたずらに複雑なものとなりやすい。
- 優遇措置により、本来であれば収入となるはずのものが収入にならなくなるなど、財政の歪みの原因となる。

その他の問題

- 最判昭和50年2月6日判時766号30頁:旧娯楽施設利用税(現在はゴルフ場利用税)が公平負担の原則に反しないと判断した。
ゴルフの奢侈性が理由とされている。
- 最判昭和58年11月1日裁判集民140号281頁:地方税法第72条以下(事業者に対してのみ、住民税の他に事業税を課す規定)は憲法に違反しないと判断した。

実質課税の原則(1)

ドイツの「経済的観察方法」

- ・旧租税調整法(1976年廃止):租税法の解釈に際して経済的意義などを考慮しなければならないという規定を含んでいた。
- ・このことから、租税法の文言に囚われることなく経済事象に適合するように解釈がなされなければならないと理解されていた。
- ・この方法が日本に入り、「実質課税の原則」に発展した。

実質課税の原則(2)

◆日本における実質課税の原則

- ・所得税法第12条、法人税法第11条など。
- ・所得は誰のものなのか
- ・名目は法人となっているが、実質は法人なのか個人なのか
- ・名目は贈与であるが実質は売買であるとして課税できるのか
- ・実定法に明文の規定がある場合は別として、安易に拡大すべきものではない。

信義誠実の原則(1)

- ・法律関係の当事者は相手方の正当な期待ないし信頼を裏切ってはならない、という原則のこと。
- ・民法第1条第2項に定められる。
- ・公法の分野においても妥当するものとして広く認められている。
(以下、行政法総論と重なる部分がある。)

信義誠実の原則(2)

◆信義誠実の原則を適用した場合に発生しうる問題点

- 租税法律主義、さらに法律による行政の原理と抵触する。
- 違法な行政活動を有効とってしまう可能性を有する。
- このことにより、他の納税義務者との間に不公平な結果を招来する可能性をもたらす。

文化学院非課税通知事件(1)

- 東京地判昭和40年5月26日行裁例集16巻6号1033頁
租税法の領域に信義誠実の原則(禁反言の原則)の適用を認めた。
その上で、賦課処分を無効とした上で差押え処分を取り消した。

文化学院非課税通知事件(2)

- 東京高判昭和41年6月6日行裁例集17巻6号607頁
- 本件のような不課税状態は違法であってむしろ早い時点での是正が求められると述べた。
- その上で、本件各処分が信義誠実の原則(禁反言の原則)に違背すると認められないと判断した。

最三小判昭和62年10月30日
判時1262号91頁(1)

- **法律による行政の原理**、とりわけなかなずく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、**信義誠実の原則の適用については慎重でなければならない。**
- 信義誠実の原則の適用を考えるべき場合とは「納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合」である。

最三小判昭和62年10月30日
判時1262号91頁(2)

- **信頼の対象適格性**: 行政庁が、納税者(例、青色申告者)に対して信頼の対象となる公の見解を、通達の公表など一般に対し、あるいは申告指導のように個別に示したか。
- 税務署長による申告書の受理及び申告税額の収納は、当該申告書の申告内容を是認することを意味しない。
- また、納税者が青色申告書により納税申告したからといって、これをもって青色申告の承認申請をしたものと解しうるものでない。

最三小判昭和62年10月30日
判時1262号91頁(3)

- **信頼保護の正当性**: 行政庁の表示を納税者が信頼し、その信頼に基づいて行動したことについて、納税者に帰責事由があるか。
- **信頼保護の必要性**: 上記で納税者に帰責事由がなく、後に行政庁の表示と異なる行為(処分)が行われたために、納税者が経済的不利益を被ったか。
